

室内を快適に、建物の機能高める

# 住まいの設備

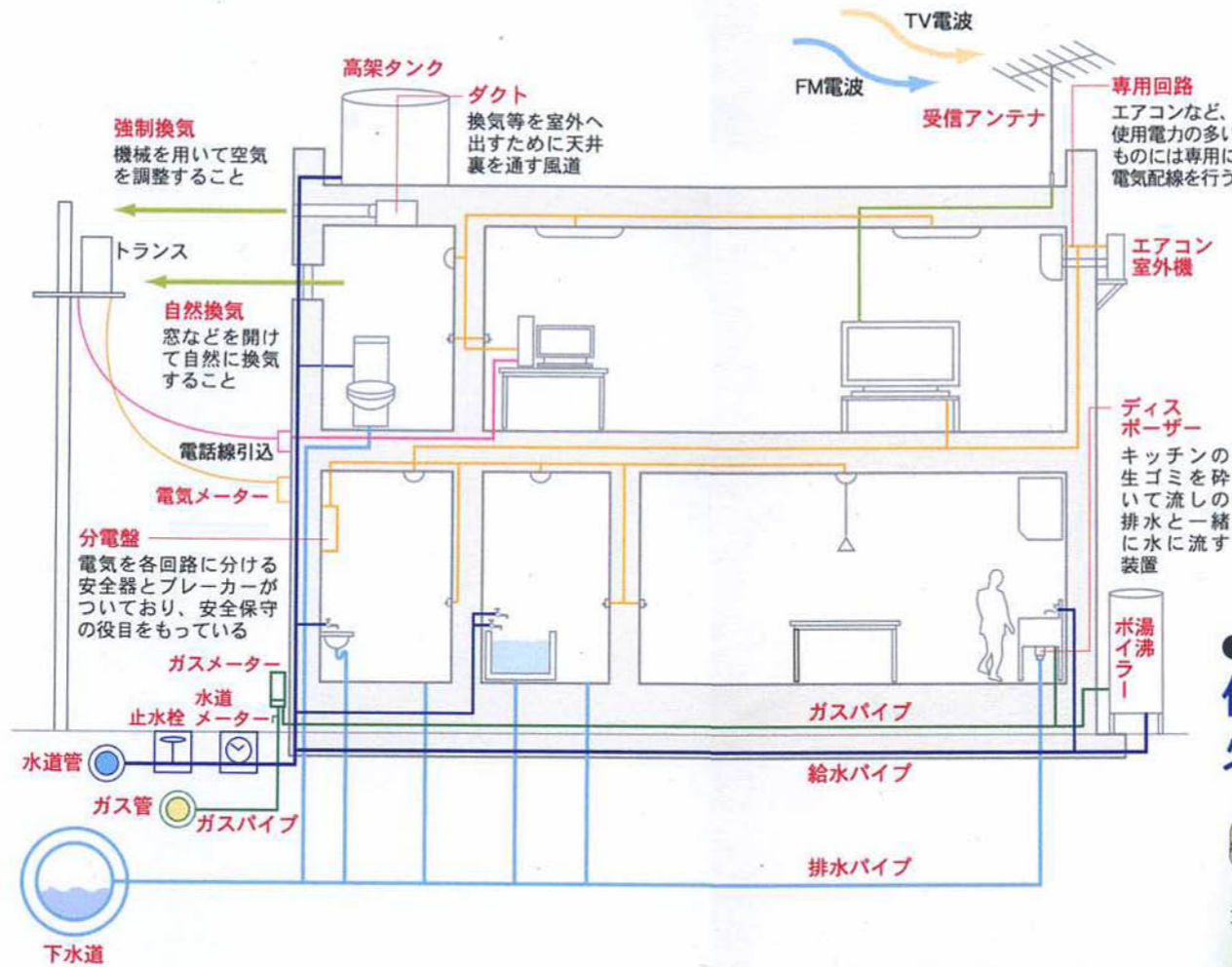
給排水管や給湯器、コンロや換気扇、照明やエアコン…住まいは実に多くの設備で成り立っています。ここでは、設備が住まいにどう組み込まれて機能しているかや計画時のポイント、健康・安全に配慮した法規についてまとめました。

## ●計画時のポイント 省エネ、コスト ライフスタイルから検討

設備は、室内環境を快適に整えたり、建物の機能や安全性を高める上で必要不可欠なものです。大まかに電気設備、給排水衛生設備、空調設備、防災設備などに分けられます。

設備の計画は、立地条件や敷地形状から検討される建物のプランや、インフラの整備状況などによって、大きく左右されます。

「省エネ」「エコロジー」「低コスト」といった言葉に引かれ、話題の設備機器やシステムを採り入れたいと考えることもあるでしょう。しかし、一番大切なのは、自分たちのライフスタイルに合っているかどうかということ。経済的で使いやすく、メンテナンスもスムーズに行えることもポイントになります。建築士をはじめとする専門家と、よく相談しましょう。



## ●環境配慮からも重要 合併処理浄化槽

家庭からの排水は、主にキッチンや浴室などからの「雑排水」、トイレからの「汚水排水」に分けられます。それらを処理する方法として、下水道への接続があります。ただ、下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽(右写真)を設置する必要があります。合併処理浄化槽は、微生物の働きなどを使い、家庭からの排水の汚れやゴミなどを取り除く浄化槽のこと。環境配慮の観点からも重要な設備といえます。設置費用を一部補助する市町村もありますので、確認してみてください。



## 法規で健康・安全に配慮

ここでは、安全な室内環境をつくる換気計画や室内で使用する内装材に関する法規を紹介します。

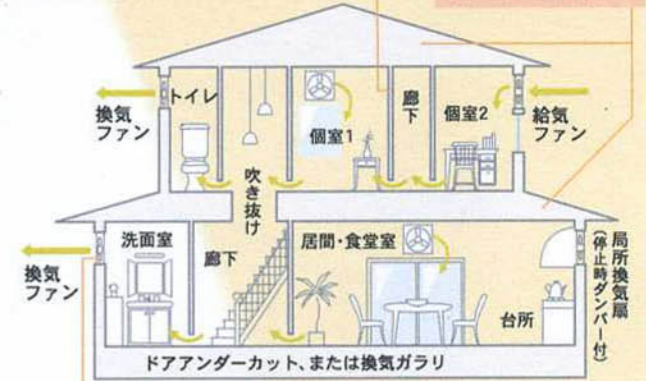
### 建築基準法

#### 対策A[内装仕上げ]

F☆☆☆の場合、床面積の2倍まで  
F☆☆☆☆の場合、制限なし

#### 対策C[天井裏など]

次のいずれか  
①建材：F☆☆☆以上  
②気密層、通気止め  
③天井裏などを換気



#### 対策B[換気設備]

換気回数0.5回/h  
の24時間換気システムを設置

建材などから発散するホルムアルデヒドといった有害な化学物質が、空気を汚染し引き起こす「シックハウス症候群」。その対策として、建築基準法では、居室内の衛生を確保するため、以下の規制が導入されました(各規制の詳細は上図を参照)。

## ●06年6月から設置義務化 住宅用火災警報器



2006年6月1日より、すべての新築住宅で「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

火災警報器は、天井設置式と壁設置式の2種類があり(上図)、寝室の天井または壁面に設置します(階段やキッチンに設置する場合もある)。天井や壁からの距離など、設置する位置について細かい規定があるので注意が必要です。

なお、既存住宅については、各市町村の条例により施行時期が定められていますので、問い合わせてみましょう。

**【対策A】内装仕上げの制限**  
居室の種類や換気回数に応じ、内装仕上げに用いる建材の使う面積を制限。建材は、ホルムアルデヒドの発散が少ない順に、F☆☆☆☆(フォースター)、F☆☆☆☆(スリースター)…と星の数で等級が付けられています。

**【対策B】換気設備の義務付け**  
ホルムアルデヒドを発散する建材を使わない場合でも、家具からの発散があるため、原則としてすべての建物に機械換気設備の設置を義務付けています。

**【対策C】天井裏などの制限**  
天井裏などは、下地材をホルムアルデヒドの発散の少ない建材とするなどの対策が必要になります。

## ●過去の使用建材に注意 アスベスト

健康被害を引き起こし、がんの要因ともなるアスベスト。住宅では過去に、屋根や壁などのボード材において、基準値以上のアスベストが使われている可能性があります。万一使われていた場合でも、通常の状態ではほとんど問題になりませんが、建物解体時に飛散する可能性があるため、注意が必要です。